

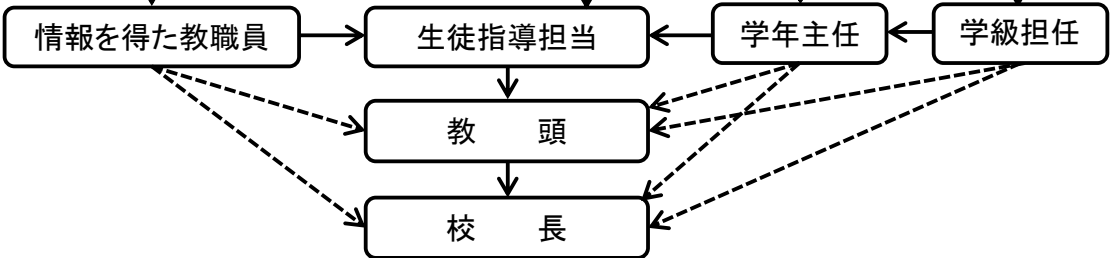
いじめの情報についての報告・対応の流れ

いじめの情報
 日常の観察, 本人の申し出, 教育相談, 他の児童生徒・保護者等からの情報提供, アンケート, その他

日常の観察
本人の申し出
教育相談
情報提供 など

アンケート
 ・安心して記入できる環境整備
 ・必ず相談にのるという約束
原本の保管

原則として, 複数の目で即日チェック



すぐに招集

校内いじめ対応ミーティング

情報共有 共通理解

原則として, 即日開催

調査(事実関係の把握)

指導(支援)方針・分担の決定

連絡 → 保護者

重大事態の場合

招集

いじめ対策委員会

- ・ 調査方針・分担決定
- ・ 調査
- ・ 指導(支援)方針等の協議
- ・ その他

重大事態かどうか

重大事態 重大事態
 ではない

速報が必要か

必要 不要

市教委へ
電話で
速報

いじめ状況
調査による
報告

学校への指導・支援

全教職員

情報共有 共通理解

校内での指導・支援

一定程度の解消

指導・支援・見守りの継続

解消

相談

関係機関との連携

警察
児童相談所
教育相談センター
その他

協力
支援